

平成28年度「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」実施要領

公益社団法人 宮城県バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、公益社団法人宮城県バス協会（以下「宮城県バス協会」という。）が宮城県バス事業振興補助事業として、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフの導入による記録・解析処理等で、適正な運転指導や実績評価により運転技術、安全意識、サービスの改善及び向上を図るため、必要事項を定め適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象機器及び助成額)

第2条 助成の対象機器及び助成額は、次のとおりとする。

- ①映像記録型ドライブレコーダー（別表1）
 - ②ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ併用型車載器（以下「併用器」という。）
 - ③デジタルタコグラフ（別表2）
- （以下①から③までを「対象機器」という。）

別表に示すものとし、新規（新品）の購入により導入（中古品及びリースを除く。）するものを対象とする。

2 助成額（予算額を限度）は、次のとおりとする。

(ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ機器)

- | | | |
|----------------------|-------|--------|
| ①ドライブレコーダー車載器を導入する車両 | 1両当たり | 2万円を限度 |
| ②併用器を導入する車両 | 1両当たり | 5万円を限度 |
| ③デジタルタコグラフ車載器を導入する車両 | 1台当たり | 5万円を限度 |
- 1事業者当たりの助成額は50万円を限度とする。

3 対象機器の導入に際し、国並びに地方公共団体等から宮城県バス協会と同趣旨の補助を受ける場合は、助成対象としない。

4 助成対象機器1台当たりの購入費用が助成限度額に満たない場合は、その購入費用の金額（消費税を除く）を助成限度額とする。

5 申請額が予算額を上回った場合は予算額の範囲内で調整し、決定することとする。

6 助成対象は、1車両につき対象機器1台のみとする。

7 対象機器の導入期限は、平成28年4月18日から平成29年2月末日までとする。
なお、平成29年2月末日までにその支払いが完了したものでなければならない。

(交付申請)

第3条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」助成金交付申請書（以下「助成申請書」という。）と様式1-2の明細を、平成28年6月末日までに、宮城県バス協会に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 宮城県バス協会は、前条の規定による助成申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは様式2の「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」交付決定通知書により通知する。

(申請の取下げ)

第5条 交付決定後、申請の取り下げをする事業者は速やかに、様式3による「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」取下げ申請書を宮城県バス協会に提出しなければならない。

(助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第6条 事業者は、対象機器の装着完了後、助成金の交付を受けようとする場合は、様式4・様式4-2・様式4-3により「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」完了報告及び助成金交付請求書（以下「交付請求書」という。）を提出しなければならない。

(助成金交付)

第7条 宮城県バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、これを審査し、適切と認められるときは、事業者に助成金を交付する。

(助成金の交付取消と返還)

第8条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に事業者へ交付されているときは、宮城県バス協会は、事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく宮城県バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(機器の処分制限)

第9条 事業者は、助成金交付の対象機器が導入の日から起算して5年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、(以下「処分」という。)に供してはならない。

2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式5により財産処分承認申請書を宮城県バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(提出部数)

第10条 この要領に定める申請書その他の提出部数は1部とする。

附則

この要領は、平成28年4月18日から適用する

別表 1

ドライブレコーダー対象機器の基準及び範囲（第2条関係）

1. 対象機器の基準

次の事項のいずれかの基準に該当する対象機器に対して助成する。

(1) 対象機器

- ① 十分な耐久性があること。
- ② 品質が保証されており、保証期間が定められていること。
- ③ 機械的作動が円滑であること。
- ④ 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- ⑤ 映像記録及び走行速度等の車両データを記録、出力することができること。
- ⑥ 急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。

2. 対象機器の範囲

(1) ドライブレコーダー車載器

- ・ 加速度等を検知するためのセンサー
- ・ 強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置
- ・ 撮影した情報、撮影を行った時期、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置
- ・ センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器

3. 上記の1. 対象機器の基準、2. 対象機器の範囲の他、宮城県バス協会が、映像・走行データを記録するドライブレコーダー車載器として適当であると認めた機器

別表 2

デジタルタコグラフ対象機器の基準及び範囲（第2条関係）

1. 対象機器の基準

次の事項のいずれかの基準に該当する対象機器に対して助成する。

(1) デジタルタコグラフ用対象機器

- ① 十分な耐久性があること。
- ② 品質が保証されており、保証期間が定められていること。
- ③ 機械的作動が円滑であること。
- ④ 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- ⑤ 瞬間速度及び走行距離についての情報を取得できること。
- ⑥ デジタルタコグラフ及びドライブレコーダー併用型車載器については、①～⑤に加えて次の要件を満たすこと。
 - ・映像記録及び走行速度等の車両データ等を記録、出力することができること。
 - ・急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。

2. 対象機器の範囲

(1) デジタルタコグラフ用車載器

デジタルタコグラフを実施するために自動車から運転に係るデータ（以下「運行データ」という。）を記録するために最低限必要な機器。

具体的には、

- ・運行データを取得するために必要なセンサー
- ・運行データを記録するための装置（記録した運行データを表示する部品を含む。）
- ・センサーと運行データを記録するための装置を接続する部品
- ・運行データを記録し保持するための記録媒体
- ・運行データを事業所へ無線で送信するための通信装置等で構成される一連の機器

(2) デジタルタコグラフ及びドライブレコーダー併用型車載器

上記（1）に、次に係る全要件を満たした機器を加えたもの。

- ・加速度等を検知するためのセンサー
- ・強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置
- ・撮影した情報、撮影を行った時期、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置
- ・センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器

3. 上記の1. デジタルタコグラフ対象機器の基準、2. 対象機器の範囲の他、宮城県バス協会が、デジタルタコグラフ車載器として適当であると認めた機器

(参考)

購入助成の手順（ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業）

- (1) 事業者は、交付申請書に必要書類を添付し、宮城県バス協会に提出する。(様式1・様式1-2)
- (2) 宮城県バス協会は、事業者から提出のあった交付申請書の所要の審査を行い、助成金を交付すべきと認めたときは、事業者に対して交付決定を行う。(様式2)
- (3) 事業者は、完了報告書及び助成金交付請求書に必要書類を添付し、宮城県バス協会に提出する。(様式4・様式4-2・様式4-3)
- (4) 宮城県バス協会は、事業者から提出のあった完了報告書及び助成金交付請求書の所要の審査を行い、事業者が指定する銀行口座等へ助成金を振り込む。

公益社団法人宮城県バス協会
 会長 青 沼 正 喜 殿

所在地
 事業者名
 代表者名 ㊟

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」助成金交付申請書

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」実施要領第3条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1. 助成申請台数及び助成申請額

(1) デジタルタコグラフ及びドライブレコーダー (単位：台、円)

助成申請台数等 機器別	助成申請台数	助成単価	申請額
デジタルタコグラフ 車載器		50,000円	
併用器		50,000円	
ドライブレコーダー 車載器		20,000円	

(2) デジタルタコグラフ及びドライブレコーダー申請額合計

円

2. デジタルタコグラフ車載器及び併用器（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー併用型車載器）並びにドライブレコーダーを導入する車両の登録番号、車載器導入機器名及び事業種類等

※次の資料を添付してください。

対象機器の導入費用の見積書写し

様式1-2

事業者名:

導入事業所名:

(単位:台、千円)

整理番号	装着予定車両の登録番号	導入機器メーカー名	機器型番	* デジタルタコグラフ機器			* ドライブレコーダー機器		* 事業種類		
				① 車載器	② 併用器	③ 車載器	乗合	貸切	その他		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
			台数計								

- (注) 1. 記入にあたっては、導入事業所別に①デジタルタコグラフ車載器、②併用器、③ドライブレコーダー車載器の順番で記入してください。
2. 「* デジタルタコグラフ機器」、「* ドライブレコーダー機器」及び「* 事業種類」欄は、該当する箇所に○印を付け、それぞれの台数計欄には数量を記入して下さい。

様式 3

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会
会 長 青 沼 正 喜 殿

所在地
事業者名
代表者名

㊞

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」 取下げ申請書

平成 年 月 日付けにて交付決定を受けた「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」について、下記のとおり取り下げたいので、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業実施要領第5条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 取下げる車両の内訳

①導入事業所名 ②車両登録番号	③取り下げる理由等
計・デジタルタコグラフ車載器 台 ・併用器 台 ・ドライブレコーダー車載器 台	

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会
 会 長 青 沼 正 喜 殿

所在地
 事業者名
 代表者名 ㊟

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」完了報告
 及び助成金交付請求書

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」が完了したので、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

記

1. 助成台数及び助成金請求額

(単位：台、円)

機器別	助成台数等	助成台数	助成金請求額
デジタルタコグラフ車載器			
併用器			
ドライブレコーダー車載器			
合 計			

2. 助成金振込先

①金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 ・ その他
②支 店 名	支店
③預金種別	1. 普通預金 ・ 2. 当座預金
④口座番号	
⑤口座名義	

※①及び③については、いずれかを○で囲んでください。

(注) 1. 次の資料を添付してください。

- ①対象機器装着報告書（様式4-2で事業者が作成したもの。）
- ②領収書写し若しくは振込書の写し

平成 年 月 日

公益社団法人 宮城県バス協会
会長 青沼 正喜 殿

事業者名

代表者名

㊞

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」用対象機器装着報告書

先に交付決定を受けた「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」については、下記のとおり完了していることを報告します。

記

1. デジタルタコグラフ機器

①デジタルタコグラフ車載器 台（乗合 台・貸切 台・その他 台）

②併用器 台（乗合 台・貸切 台・その他 台）

2. ドライブレコーダー機器

①ドライブレコーダー車載器 台（乗合 台・貸切 台・その他 台）

3. 装着車両の登録番号、導入機器メーカー名、機器型番、装着年月日等

様式4-3のとおり

事業者名

整理番号	装着車両の登録番号	導入機器メーカー名	機器型番	* デジタルタコグラフ機器			* ドライブレコーダー機器	装着完了年月日 (事業所用機器は導入年月日)
				① 車載器	② 併用器	③ 車載器	③ 車載器	
1								年 月 日
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
			台数計					

(注) 1. 記入にあたっては、導入事業所別に①デジタルタコグラフ車載器、②併用器、③ドライブレコーダー車載器の順番で記入してください。
 2. 「* デジタルタコグラフ機器」、「* ドライブレコーダー機器」欄は、該当する箇所に○印を付け、それぞれの台数計欄には数量を記入

様式5

平成 年 月 日

公益社団法人宮城県バス協会
会長 青沼正喜 殿

所在地
事業者名
代表者名

㊦

「ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業」財産処分承認申請書

平成 年度の標記事業により取得した財産（助成対象機器）を、下記のとおり処分したので、ドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ普及事業実施要領第9条に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産（助成対象機器）の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類